

第22回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議概要録

1. 開会日時 平成25年2月15日（金曜日）午後2時35分
2. 閉会日時 平成25年2月15日（金曜日）午後3時33分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 多目的室
4. 出席議員（14名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 伊藤大典 | 2番 山本道人 |
| 3番 今川 明 | 4番 小寺昭男 |
| 5番 高山政信 | 6番 伊藤一郎 |
| 7番 東 豊俊 | 8番 岡田初雄 |
| 9番 沖 正治 | 10番 山本守一 |
| 11番 新田俊一 | 12番 石黒永剛 |
| 13番 井上洋文 | 14番 西岡 正 |

5. 出席説明員

| | |
|-----------|-----------------|
| 管理者 庵途典章 | 副管理者 田路 勝（職務代理） |
| 副管理者 石田哲也 | 副管理者 西田正則 |
| 副管理者 工藤 崇 | 監査委員 松岡義人 |

6. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合会計管理者 前澤敏美
にしはりま環境事務組合事務局長 舟引 新
同次長 眞島茂博
同局長補佐 前川健治
同総務係長 秋久一功
同企画調整係長 菅野達哉
同 大谷真紀

7. 関係市町主管課長

姫路市環境局美化部リサイクル推進課長 松本好正
たつの市市民生活部環境課長 小谷真也
宍粟市市民生活部生活衛生課長 長尾一司
上郡町住民課長 金持弘文
佐用町住民課長 梶生隆弘

宍粟環境事務組合事務局長 藤井善光

播磨高原広域事務組合事務局長 富井俊則

8. 議事日程

1 議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

4 議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 選挙第1号

にしはりま環境事務組合議会議長選挙について

第5 議案第1号

にしはりま環境事務組合監査委員条例の全部を改正する条例について

第6 議案第2号

にしはりま環境事務組合公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例について

第7 議案第3号

職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例制定について

議案第4号

職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例について

議案第5号

職員の再任用に関する条例の全部を改正する条例について

議案第6号

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の全部を改正する条例について

議案第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の全部を改正する条例について

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例について

議案第9号

職員の互助会共済制度に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号

非常勤の特別職等の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例について

議案第11号

職員団体のための職員の更衣の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号

職員の給与に関する条例の全部を改正する条例について

第8 議案第13号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について

第9 議案第14号

平成24年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

第10 議案第15号

平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算について

5 閉会宣告

6 管理者あいさつ

7 議長あいさつ

議長あいさつ

○副議長（西岡 正君） ただいま議長不在につき、私、副議長の西岡が進行役を務めさせていただきます。しばらくの間ご協力をよろしくお願いいたします。

定刻がまいりましたので、ただいまより2月定例会を開きます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。残寒なお厳しきおり、本日、第22回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、定例会前のご多忙中にも係わりませず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会に提案されます案件は、選挙1件、議案15件であります。

それでは、どうか慎重な審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

管理者あいさつ

○副議長（西岡 正君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。
管理者。

○管理者（庵途典章君） 失礼します。全員協議会に引き続いての議会でございます。どうぞ、よろし

くお願い申し上げます。本日、上程させていただいております議案につきましては、平成24年度の補正予算と、平成25年度からの運営に係る予算が主なものであります。先程、お話をさせていただきましたが、長期包括での業者委託となりますが、全体の管理については、構成市町からの派遣職員により管理を行いたいと考えております。それぞれ、慎重にご審議をいただきまして、適切、妥当な結論をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会宣告

○副議長（西岡 正君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただいまから、第22回にしまして環境事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程第1 議席の指定

○副議長（西岡 正君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度の上郡町と佐用町の組合議会議員の選出に関連し、会議規則第4条第3項の規定により議席の指定を行いたいと思います。

お諮りします。

議席はお手元に配布しております議席表のとおり指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配りました議席表のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（西岡 正君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定により議長より指名します。

2番 山本道人 議員、12番 石黒永剛 議員、以上両議員をお願いいたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（西岡 正君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙について

○副議長（西岡 正君） 日程第4、選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙についてを議題とします。

昨年、9月に実施された上郡町議会議員選挙により、山本前議長の任期が終了し、ただ今、議長が空白となっております。よって、「議長選挙」を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長による指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

議長に、山本 守一 議員を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました 山本 守一 議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました、山本 守一議員が議長に当選されました。

議長に当選されました山本 守一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

山本 守一議員、議長席にお着きのうえ、ごあいさつをお願いいたします。

これをもちまして、新議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました

○議長（山本守一君） 失礼いたします。一言、ごあいさつを申し上げます。ただ今、議長よりご指名をいただきまして、にしはりま環境事務組合議会の議長の重責を担うこととなりました。上郡町の山本 守一であります。微力ではございますが円滑な議会運営のために努力して参りたいと思っております。議員の皆様、庵途管理者をはじめ副管理者の方々の格段のご支援、ご協力を心よりお願いをいたしまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（山本守一君） それでは、議事日程に従い議事を進めさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

日程第5 議案第1号 にしはりま環境事務組合監査委員条例の全部を改正する条例について

○議長（山本守一君） 日程第5、議案第1号 にしはりま環境事務組合監査委員条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第1号 にしはりま環境事務組合監査委員条例の全部を改正する条例について

別紙のとおり、にしはりま環境事務組合監査委員条例(平成15年条例第5号)の全部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月15日提出 にしはりま環境事務組合 管理者 庵途典章

議案第1号については、監査委員条例であります。第1条の委員設置と第2条の公表・告示の方法のみを残し、それ以外の監査及び検査に関する事項等については、第3条に規定の準用として管理者の属する市町の条例を準用するとさせていただきました。

これにつきましては、現在構成市町での規定や様式等が若干異なっておりまして、組合として統一的な独自の規定や様式を制定するよりも、管理者が通常市町で行う手続等と同様の方法で行う方が、事務的にもスムーズに遂行できると判断し、「管理者の属する市町の条例を準用する」とさせていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第1号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第1号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 にしはりま環境事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本守一君） 日程第6、議案第2号 にしはりま環境事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第2号 にしはりま環境事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

別紙のとおり、にしはりま環境事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(平成15年条例第9号)の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成25年2月15日提出 にしはりま環境事務組合 管理者 庵途典章

議案第2号については、公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例であります。第1条中の地方公務員法の引用の条文が、第9条第12号から第9条の2第12項に改正されておりますので、その部分のみ改正させていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第2号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第2号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 日程第7、議案第3号から12号については関連がありますので、一括提案とし、順次、質疑の後、それぞれ、採決を行いたいと思います。

それでは提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第3号 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例制定についてから議案第12号 職員の給与に関する条例の全部を改正する条例についての10議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

これらの条例につきましては、平成15年の当組合設立時に制定されたものでございます。組合設立当時より、事務局職員は市町からの派遣職員で構成しておりますが、組合設立当時には施設完成後の運営については、組合直営方式として組合で独自に職員を採用することも視野に入れており、職員の服務や給与等に関連する条例等についても市町と同様に組合独自で条例を制定しております。

施設供用開始後の運営方法につきまして、昨年度より協議を重ねました結果、長期包括的に、運営を民間企業に委託することとして、昨年8月に供用開始後の運営事業者も決定した次第です。

組合の職員につきましては、今後は、施設運営状況の監視業務や情報公開業務、また、運営事業者や周辺地域住民、構成市町との調整業務が主となりますので、今後の組合及び事務局体制につきましては、組合独自で職員は採用せず、現状どおり構成市町からの派遣職員のみで対応することといたしました。

従いまして、職員に関する条例等につきましては組合独自の規定を持たずに「派遣した市町の条例を準用する」という形で整理をさせていただきたいと考えております。

まず、議案第3号につきましては、組合で制定しておりました「職員の分限の手續及び効果に関する条例」と「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」を廃止し、それぞれ地方公務員法に規定されております分限処分と懲戒処分を、新たに「職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例」として一括して、第1条に趣旨を記載し、第2条に規定の準用として「当該職員を派遣した市町の条例を準用する」とさせていただきました。

議案第4号につきましては、職員の定年等に関する条例で、これも同様に第1条に趣旨を記載し、第2条に規定の準用として「当該職員を派遣した市町の条例を準用する」としております。

議案第5号につきましては、職員の再任用に関する条例、議案第6号につきましては、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、議案第7号につきましては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、議案第8号につきましては、職員の育児休暇に関する条例と、それぞれ同様に第1条に趣旨を記載し、第2条に規定の準用として「当該職員を派遣した市町の条例を準用する」とさせていただいております。

議案第9号につきましては、職員の互助会共済制度に関する条例で、非営利法人制度のスタートに

より、平成23年4月に兵庫県町村職員互助会の名称が一般財団法人兵庫県市町職員互助会に変更されたことによる改正でございます。

議案第10号につきましては、非常勤の特別職等の職員の公務災害補償等に関する条例で、第1条に目的を記載し、第2条に規定の準用として「管理者の属する市町の条例を準用する」としております。

議案第11号につきましては、職員団体のための職員の行為の制限に関する条例で、これは、第2条第2号中の「休日」に「及び代休日」の文言を加えたもので、制度の改正によりまして、代休日も制限の特例になったことによる改正であります。

議案第12号は職員の給与に関する条例でございます。第1条に趣旨、第2条に定義を記載し、第3条に規定の準用として「当該職員を派遣した市町の条例を準用する」としております。職員の給与は派遣した市町から支給しておりますが、時間外勤務手当及び休日勤務手当については組合からの支給となりますので、第4条の時間外勤務手当と第5条の休日勤務手当、及び、時間外勤務手当算出の基礎となる第6条の勤務1時間当りの給与額の算出の条項のみ残しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する一括説明が終わりました。

これより第3号議案より順に質疑に入ります。

質疑はありませんか

○議長（山本守一君） 9番、沖 議員。

○9番（沖 正治君） 条例改正の附則で、平成25年4月1日からというのは、上程しなくていいのですか。

○議長（山本守一君） 事務局長。

○事務局長（舟引 新君） 議案の別紙資料をご覧いただきたいと思います。こちらにそれぞれ条例改正を付けさせていただいております。附則としてこの条例は、平成25年4月1日から施行するという形で入れさせていただいております。

○議長（山本守一君） 9番、沖 議員。

○9番（沖 正治君） それは、よく分かります。しかし、議事録を残されると思いますので、その時に附則として4月1日から施行するというのを事務局よりきちっと上程されないと議事録に載らないので。

○議長（山本守一君） 事務局長。

○事務局長（舟引 新君） 失礼しました。先程、説明をさせていただきました議案第3号から12号までの10議案につきまして、それぞれ平成25年4月1日から施行するというようお願いし

たいと思います。

○議長（山本守一君） 引き続き第3号議案について質疑はありませんか

○議長（山本守一君） 1番、伊藤議員。

○1番（伊藤大典君） 全てに渡って確認します。派遣元の規定を準用すると記載されていますが、準用とするのが正しいのか適用するというのでは駄目なのでしょうか。その違いを教えてくださいのです。

○議長（山本守一君） 事務局長。

○事務局長（舟引 新君） 他の団体の例を見ますと準用するという形のものど適用するという形の両方がございます。にしはりま環境事務組合としましては、準用するという形をとらせていただきました。

○議長（山本守一君） 1番、伊藤議員。

○1番（伊藤大典君） それは分かっておりますが、なぜ、適用するではなく、準用するになったのかその理由を教えてくださいのです。

○議長（山本守一君） 石田副管理者。

○副管理者（石田哲也君） 法制的には、適用するでも完全な間違いではありませんが、仮に派遣元を姫路市とすると、その職員は組合の職員という立場になっておりますので、組合の職員に姫路市の規定を適用とするのは間違いとまでは言えませんが、むしろ、派遣元とはいえ、一旦、違う身分になっておりますので、準用するという方がより適切であるということです。

○議長（山本守一君） 他に質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第3号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第3号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第4号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第4号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第4号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第5号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第5号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第5号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第6号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第6号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第6号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第7号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第7号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第7号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第8号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第8号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第8号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第9号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第9号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第9号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第10号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

[「なし」という声あり]

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第10号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第10号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第11号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第11号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第11号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本守一君） 続きまして第12号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第12号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第12号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について

○議長（山本守一君） 日程第8、議案第13号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第13号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定について

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月15日提出 にしはりま環境事務組合 管理者 庵途典章

議案第13号長期継続契約を締結することができる契約に関する条例につきましては、平成16年の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、事務の合理化、効率化を図るため、長期継続契約の対象に「契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」が追加されたことにより、パソコン、コピー機などの事務機器や、公用車のリース契約や警備委託等、複数年契約が適当であるものについて運用させていただきたく提案させていただきました。

契約期間は第3条で、5年以内としております。

これにつきましても平成25年4月1日から施行するというごことをお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第13号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第13号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 平成24年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算
(第1号) について

○議長（山本守一君） 日程第9、議案第14号 平成24年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第14号 平成24年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算について説明させていただきます。お手元資料34ページをお開き願いたいと思います。

平成24年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,794万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,173万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月15日提出 にしはりま環境事務組合 管理者 庵途典章

今回の補正の主な要因でございますが、1点目は、熱回収施設・リサイクル施設建設工事に係る国の交付金が前倒しになり、今年度予定しておりました交付金の一部が前年度末に追加交付されたことに伴う事業費等の減額でございます。2点目は、構成市町のごみ処理施設廃止に伴います早期受入に係る処理経費等の増額でございます。

39ページの事項別明細書をご覧頂きたいと思います。

歳出でございます。「款」、「補正額」、「計」の順に説明させていただきます。

1款 議会費 0円、64万4,000円 2款 総務費181万1,000円の減、7,943万円、5款 施設整備事業費 5億3,302万6,000円の減、50億9,869万円、8款 公債費 1,310万3,000円の減、7,246万9,000円 10款 予備費 0円、50万円歳出合計 5億4,794万円の減、52億5,173万3,000円でございます。

42ページをご覧頂きたいと思います。2款 総務費 181万1,000円の減額でございます。

3節 職員手当につきましては、検査の立会や各種申請書類等の作成にかかる職員の時間外勤務手当を64万9,000円増額しております。9節 旅費は30万円の減額、19節 負担金、補助及び交付金については、4月の人事異動による派遣職員負担金を216万円減額しております。

5款 施設整備事業費につきましては、7節 BT主任技術者賃金100万円、臨時職員賃金33万3,000円の減でございますが、本日までの実績なり、また、3月までの予定日数によりまして、

減額をさせていただいております。9節 旅費については5万円の増額、13節 委託料につきましては1,207万4,000円を増額しております。

施設整備支援業務委託料につきましては、ひょうご環境創造協会による支援業務になりますが、建設工事最終年になりますので、工事の調整会議・協議回数減により120万3,000円を減額しております。

早期搬入ごみ処理委託料につきましては、市町のごみ処理施設閉鎖準備に係る早期搬入分の処理費用として1,038万5,000円を計上しております。それに係ります不燃残渣、焼却灰、飛灰の運搬経費及び処理委託料として289万2,000円を増額しております。

14節 使用料及び賃借料については5万円の減額、15節の工事請負費につきましては、24年度実施予定事業費にかかる国の交付金が23年度に前倒しになったことにより、5億4,379万6,000円を減額させていただいております。

19節 負担金、補助及び交付金につきましては、周辺整備事業で道路改良工事の実績が増えたことにより、負担金精算で2万9,000円の増額となっております。

次に43ページでございます。

8款 公債費でございますが、23節 償還金利子及び割引料で1,310万3,000円の減でございます。23年度起債借入分の利率を当初2%で計画しておりましたのが、1.1%で確定しましたので、その分で883万6,000円と、一時借入金426万7,000円の減額、これにつきましては、一時借入をしなくても支払いできるであろうということで減額をさせていただいております。

もう一度、39ページへお戻り願いたいと思います。事項別明細の歳入でございます。歳入につきましても、「款」、「補正額」「計」の順でご説明させていただきます。

1款 分担金及び負担金 4,245万円の減、5億7,730万7,000円、

3款 国庫支出金 1億8,183万2,000円の減、14億5,978万円、9款 繰越金 51

8万4,000円の増、518万5,000円、10款 諸収入 385万8,000円の増、8,

166万1,000円、11款 組合債 3億3,270万円の減、31億2,780万円

歳入合計 5億4,794万円の減、52億5,173万3,000円でございます。

次に40ページでございます。

1款 分担金及び負担金 5節 分担金でございます。構成市町分担金で、4,245万円を減額しております。この内訳は、44ページに添付しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

3款 国庫支出金 1節 衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、23年度追加交付により1億8,183万2,000円の減でございます。

次に41ページの10款 諸収入でございます。企業庁支援金を384万3,000円増額しております。これにつきましては、当初予算を過小に見積もっておりましたので、増額となっております。11款 組合債 一般廃棄物処理事業債につきましても、今年度事業費の減により3億3,270万円の減額でございます。

37ページに戻っていただきまして、第2表 債務負担行為補正でございます。これにつきましては、当初、契約相当額とさせていただいておりましたが、入札の結果、契約額が確定いたしましたので、15年間の契約額 72億1,350万円を限度額としております。

38ページ、第3表 地方債の補正でございます。これにつきましても、事業費の減により、限度額を31億2,780万円に変更させていただいております。

以上で補正予算の説明を終わらせて頂きます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第14号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第14号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算について

○議長（山本守一君） 日程第10 議案第15号 平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（庵逄典章君） 事務局長に説明をさせます。

○事務局長（舟引 新君） 議案第15号 平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算について説明させていただきます。お手元資料49ページをお開き願いたいと思います。

平成25年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,749万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成25年2月15日提出 にしはりま環境事務組合 管理者 庵途典章

それでは、54ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書でございますが、まず、歳出でございます。「款」、「本年度予算額」、「比較」を朗読させていただきます。

1款 議会費 69万9,000円、5万5,000円の増。2款 総務費 9,491万9,000円、1,367万8,000円の増。3款 衛生費 4億7,508万8,000円、4億7,508万8,000円の増。5款 施設整備事業費 0円、56億3,171万6,000円の減。8款 公債費 1億6,628万9,000円、8,071万7,000円の増、10款 予備費 50万円、0円歳出合計 7億3,749万5,000円、50億6,217万8,000円の減でございます。

58ページをご覧頂きたいと思います。歳出でございますが、歳出の主なものをご説明させていただきます。議会費でございますが、ほぼ、前年度並みでございますが、今年度は需用費で地方議会事務提要の追録を計上しております。

次に58ページから60ページの2款 総務費でございます。1目 一般管理費につきましては、1,367万8,000円を増額しております。

1節 報酬につきましては、運営事業者選定委員会の業務終了により36万9,000円の減。8節 報償費につきましては、工房棟での再生加工事業にかかる講師謝金を1万円計上しております。

59ページの13節 委託料につきましては、新しい施設の管理棟に係る各種設備の保守点検等の経費と、一般廃棄物処理計画策定の委託料367万5,000円を新たに計上しております。

60ページの19節 負担金、補助及び交付金につきましては、派遣職員の人件費9名分7,322万5,000円を計上しております。平成25年度と26年度の2年間は計量棟の業務を直営でおこないますので、一般職6名と技能労務職3名の、計9名分を計上しております。

続きまして61ページでございます。

施設の運営にかかる経費を、新たに3款 衛生費として設置いたしました。

12節 役務費の口座振替手数料につきましては、許可業者等の搬入に係るごみ処理手数料を口座

引き落としにした場合の手数料でございます。

13節 委託料につきましては、運営事業者の日立造船に支払う今年度の委託料が3億4,143万8,000円。事後監視調査は、大気や水質、土壌等の環境影響調査で、2,682万8,000円。焼却灰・飛灰処理業務委託料は、赤穂のひょうご環境創造協会への委託料で、6,500万8,000円。再資源化委託料につきましては、容器リサイクル協会への委託料でございます。有害ごみ処理委託料は、蛍光灯と乾電池の処理に係る経費を計上しております。

19節 負担金、補助及び交付金につきましては、周辺整備事業の道路改良等の工事に係る負担金990万円と、起債償還分957万8,000円でございます。

5款 施設整備事業費につきましては、建設工事が完了いたしましたので、0としております。

8款 公債費でございますが、元金で3,061万4,000円の増額となっておりますが、21年度の土地造成工事費の元金返済が始まりましたので、大幅な増額となっております。同じく2目の利子も24年度の工事最終年度の借り入れ分を見込んでおりますので、5,010万3,000円の増額となっております。

53ページにお戻り願いたいと思います。事項別明細書の歳入でございます。

これにつきましても「款」、「本年度予算額」、「比較」をご説明させていただきます。

1款 分担金及び負担金 6億6,340万3,000円、4,364万6,000円の増、2款 使用料及び手数料 5,459万9,000円、5,459万9,000円の増、3款 国庫支出金 0円、16億4,161万2,000円の減、9款 繰越金 1,000円、0円、10款 諸収入 1,949万2,000円、5,831万1,000円の減、11款 組合債 0円、34億6,050万円の減、歳入合計 7億3,749万5,000円、比較 50億6,217万8,000円の減となっております。

次に55ページをご覧頂きたいと思います。1款 分担金及び負担金 1目 組合分担金 5節 分担金で6億6,340万3,000円。各構成市町の分担金は説明欄のとおりでございますが、詳しくは65ページ、66ページに負担明細を添付しておりますので、ご覧頂きたいと思います。総務経費は人口割70%と平等割30%、起債償還額につきましては、人口割85%と平等割15%、そして25年度から発生します業務経費につきましては、ごみの搬入量に基づいて按分することとなっております。

56ページの2款 使用料及び手数料 1目 衛生手数料でございますが、1節 ごみ処理手数料として許可業者と一般の方の搬入に係る手数料を5,447万2,000円見込んでおります。2節 登録手数料は、搬入車両登録に係る登録カードの発行手数料でございます。

57ページの10款 諸収入の1節 雑入でございますが、売電力料金として、再生可能エネルギー

分も含めて331万3,000円見込んでおります。金属類、古紙類については、容器リサイクル協会以外への売却になりますが、その売却益を計上しております。企業庁支援金につきましては、周辺整備事業及び起債の償還に係る企業庁負担分が190万5,000円となっております。

52ページへ戻って頂きたいと思います。

第2表 債務負担行為でございますが、事項としまして循環型社会拠点施設 長期包括的運営業務、期間は平成39年度まで、限度額は68億7,206万2,000円でございます。

生活環境影響調査は平成27年度までの3年間、灰と不燃残渣の運搬及び処理については平成26年度までの2年間で、それぞれ契約相当額とさせていただきます。関連としまして、63ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を添付しておりますのでこれにつきましても、また、後ほど、ご覧頂きたいと思います。

また、64ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、これにつきましても、また、後ほど、ご覧頂きたいと思います。

以上で平成25年度 一般会計歳入歳出予算の説明を終わらせて頂きます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（山本守一君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山本守一君） ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより第15号議案に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

第15号議案は可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本守一君） 全員起立であります。

よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長（山本守一君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じさせていただきます。第22回 にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

管理者あいさつ

○議長（山本守一君） ここで、管理者からあいさつの申し出があります。

管理者。

○管理者（庵途典章君） どうも、お疲れ様でございました。それぞれ提案をさせていただきました議案につきまして、全て、全員一致で可決いただきましてありがとうございます。

先程もあいさつで申しましたように平成25年度の予算につきましては、この施設の運営に係る初めての予算でありますので色々と想定をした中で予算を組んでおりますが、実際に運営を行った中で実績に基づいて補正をお願いしなければいけないこともあろうかと思っておりますけれども、本日、可決いただきました新年度の予算で円滑な施設の運営を進めてまいりたいと思っております。今後とも、議員各位におかれましては、色々とご指導をいただき、また、ご支援をいただきますようによろしくお願い申し上げます。それぞれ3月議会を間近に控えておりますので、皆様方におかれましては、それぞれの市町の議会の発展のために元気にご活躍をされますようにご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのお礼のごあいさつに代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山本守一君） 管理者のあいさつが終わりました。

○議長（山本守一君） 事務局より訂正がありますのでお受けします。

事務局長。

○事務局長（舟引 新君） お手元の議案別紙資料の19ページと20ページで、先程、説明をさせていただきました互助会共済制度に関する条例で、19ページの条例の改正では、「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」と記載しておりますが、20ページの新旧対照表の改正（案）のところは、「町村職員互助会」という以前の名称のままになっております。第5条と第6条の「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」と記載しておりますが、これを「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」に上段と下段のところを訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本守一君） 管理者のあいさつと事務局より訂正の説明が終わりました。

議長あいさつ

○議長（山本守一君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切なる結論をいただき、誠にありがとうございました。本日の議会審議を受けて、施設稼働に向け、組合として、正副管理者一致協力し、円滑な事業推進にご努力を願います。

また、議員各位におかれましては、まだまだ寒さ厳しい折りでございますので、健康にご留意いただきまして、一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はお疲れ様でした。

午後 3 時 3 3 分閉会